



住民税非課税・均等割のみ課税世帯の方へ

こども加算（児童1人あたり5万円）のご案内

物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯を支援するため、給付金を支給します（国の地方創生臨時交付金活用事業）。

支給対象者

令和5年12月1日に洲本市に住民登録があり、①または②に該当した世帯で、**支給対象児童を扶養**している世帯

- ① 「住民税非課税世帯への物価高騰重点支援給付金（7万円）」を受給した世帯
- ② 「住民税均等割のみ課税世帯への物価高騰重点支援給付金（10万円）」を受給した世帯

対象児童

以下のいずれかに該当する児童

- ・ 令和5年12月1日において支給対象世帯と同一世帯となっている**18歳以下**（平成17年4月2日以降生まれ）の児童
- ・ 令和5年12月2日以降に出生した**新生児**
- ・ 対象世帯とは別世帯だが扶養している18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童

支給手続き

こども加算（児童1人あたり5万円）
①②と併給できます。

①住民税非課税世帯への給付金（7万円）

（申請期限：令和6年3月31日）
を受給した世帯

手続き
不要



①②両方を受給することはできません。

②住民税均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）

（申請期限：令和6年5月31日）
を受給した世帯

手続き
不要

市から「支給のお知らせ」を送付後、7万円、または10万円の支給口座へ振り込みます。

※受給を希望しない場合、「辞退届」を提出してください。
※「支給のお知らせ」に記載の口座を変更される場合は、「口座変更等届出書」を提出してください。

- ③世帯の中に令和5年1月2日以降に**転入**した方がいる世帯
- ④令和5年12月2日以降に出生した**新生児**を扶養する対象世帯
- ⑤対象世帯とは**別世帯**だが扶養している18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童

申請が
必要です

申請期限：令和6年5月31日（必着）

申請書・必要書類等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

対象とならない世帯

- ・ 世帯全員が、令和5年度住民税課税者の扶養親族等になっている世帯
- ・ 施設入所児童等、令和5年12月1日時点で扶養していない児童のみの世帯

お問合わせ

洲本市 健康福祉部 福祉課 「物価高騰重点支援給付金」 担当
TEL：0799-26-1166（受付時間 9:00～17:00（土日祝を除く））